

過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十三号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

- 一 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年九月奈良県条例第十五号）第二条第一項第一号
- 二 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号）第二条
- 三 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例（平成二十一年七月奈良県条例第八号）第二条

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。